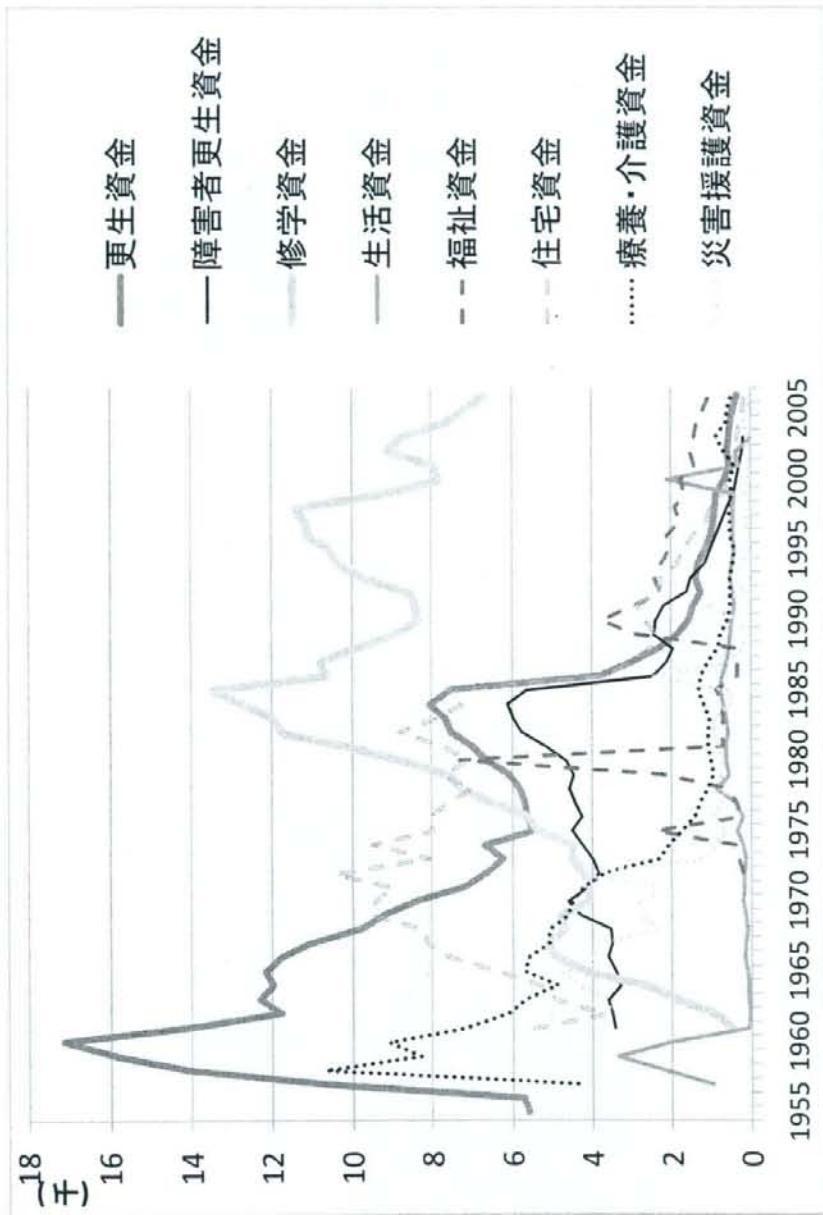


図表3 生活福祉資金の種類別貸付件数の推移（1955～2006年）



出所：『社会保障統計年報』各年度版より筆者作成

図表4 生活福祉資金の種類別貸付件数の推移（長期生活支援資金、離職者支援資金、緊急小口資金除く）（1955～2006年）



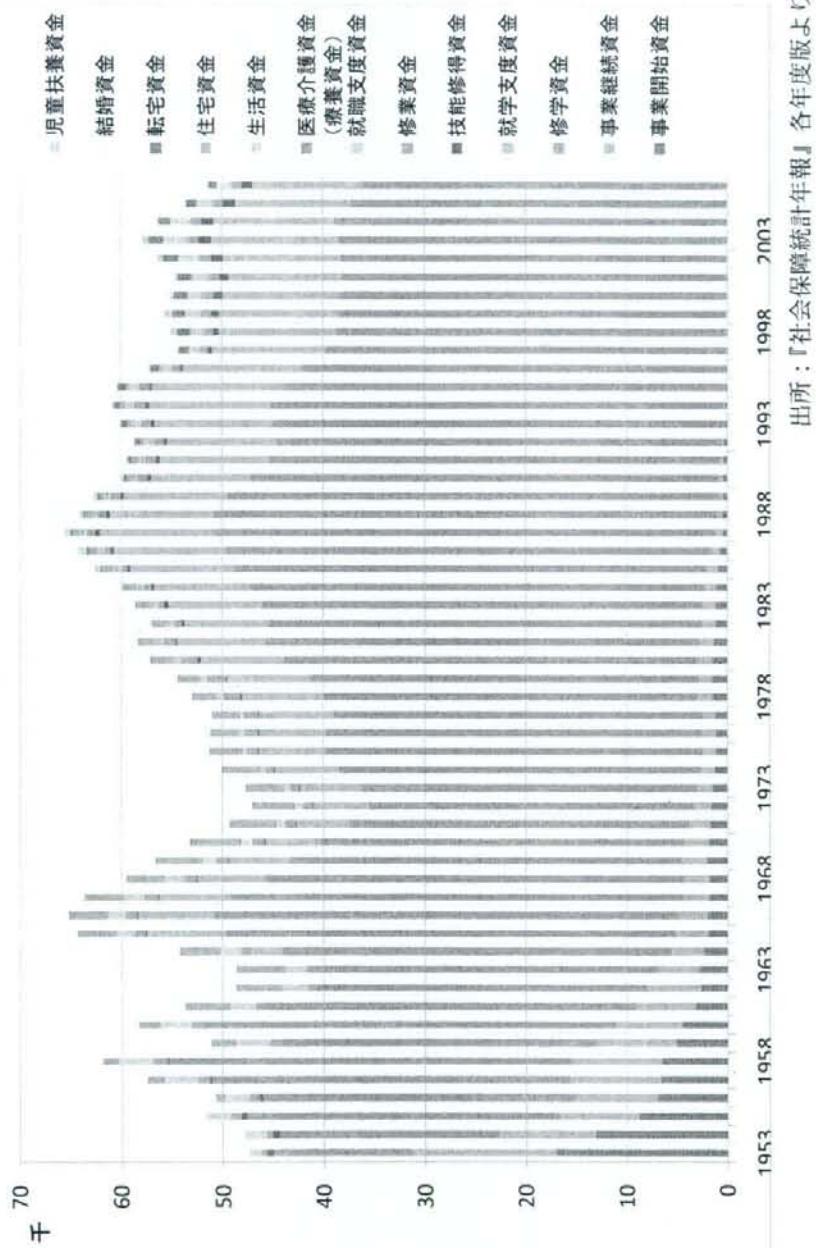
出所：『社会保障統計年報』各年度版より筆者作成

図表5 生活福祉資金と母子福祉資金の貸付件数の推移（1953～2006年）



出所：『社会保障統計年報』各年度版より筆者作成

図表6 母子福祉資金の種類別貸付件数の推移（1953～2006年）



出所：『社会保障統計年報』各年度版より筆者作成

図表7 生活福祉資金貸付制度における特例の実施状況

年	特例実施状況
1959	伊勢湾台風被災世帯への特例
1962	室戸台風被災世帯への特例
1964	新潟地震被災世帯への特例
1968	十勝沖地震被災世帯に対する特例
1970	カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例措置
1971	長崎カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例
1973	広島カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例
1974	福祉資金の貸付の特例措置(国民年金の再開5年年金及び時効消滅保険料特別納付制度に係る)
1975	大阪カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例
1976	千葉、愛知、山口カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例
1977	同和奨学資金借受者に対する生活資金貸付の特例
1978	スモン患者に対する生活資金貸付の特例措置
1979	福祉資金の貸付の特例措置(国民年金の特例納付に係る)
1981	島根カネミ油症患者に対する生活資金貸付の特例
1994	小口資金貸付制度を特例実施(震災により被災した世帯に対し、当面の生活費として所得状況に関係なく小口資金(一般10万円、特別20万円))
1995	阪神淡路大震災の被災者への貸付の特例(当面の生活費として所得状況に関係なく小口資金貸付制度を実施等)
1996	中国残留邦人等の国民年金特例納付に係る福祉資金の貸付実施
1997	阪神淡路大震災の被災者への貸付限度額の引き上げ(仮設住宅から恒久住宅への移転に伴う諸経費に充てるもの)

出所:『平成20年版生活福祉資金の手引』を参考に筆者作成。

引用・参考文献

- 荒川康博 1963 「社協と世帯更生資金『事務』」『月刊福祉』vol.46.No.9
- 江口英一 1972 「今日の低所得層と世帯更生資金制度の方向」『季刊社会保障研究』Vol8.No.2
- 船戸和彦 1966 「市町村社協における世帯更生資金の事務取扱要領（その1）」『月刊福祉』Vol.49,No10
- 船戸和彦 1966 「市町村社協における世帯更生資金の事務取扱要領（その2）」『月刊福祉』Vol.49No11
- 岩田正美 1990 「社会福祉における『貨幣貸付』の方法についての一考察」人文学報社会福祉学 vol6、130-168
- 三和治 1971 「低所得対策の研究—世帯更生資金貸付制度（その1）—」『明治学院論叢』175号
- 松田真一、西村昇、1989 「世帯更生資金貸付制度における貧困把握の1視点—高知県における借受世帯の暮らしの実態分析をとおして—」『高知女子大学紀要』第37巻
- 日本児童福祉協会 2007 『母子寡婦福祉ハンドブック平成18年度』
- 佐藤順子 2001 「生活福祉資金貸付制度の現状と課題—介護・療養資金貸付相談の事例検討を通して—」『佛教大学研究所紀要』第8号
- 佐藤順子 2002 「今、生活福祉資金貸付制度に問われるもの」『公的扶助研究』No.26(通号 184)
- 佐藤哲也 1980 「世帯更生資金貸付制度の発足と経過」『障害者問題研究』22
- 全国社会福祉協議会 1964 『民生委員制度四十年史』
- 全国社会福祉協議会 1968 『民生委員制度五十年史』
- 全国民生委員児童委員協議会 1988 『民生委員制度七十年史』

自治体実態調査

- 神奈川県社会福祉協議会 1956 『貸付資金の効果の測定—母子福祉資金はいかに利用されているか—』神奈川社会福祉調査研究資料第9集
- 神奈川県 1963 『昭和37年度福祉資金行政実態調査報告』
- 東京都社会福祉協議会 1970 『低所得階層と世帯更生資金制度—問題別委員会研究報告—』貸付金の効果
- 東京都社会福祉協議会 1971 『世帯更生資金借受世帯の実態—調査報告—』
- 東京都社会福祉協議会 1978 『世帯更生資金借受世帯の更生状況』
- 東京都社会福祉協議会 1985 『世帯更生資金借入申込世帯の実態—調査報告—』
- 小平市社会福祉協議会 1992 『生活福祉資金借受世帯実態調査報告書—生活福祉資金貸付事業活性化モデル事業報告書—』
- 東京都社会福祉協議会 1993 『生活福祉資金貸付事業民生委員意識調査報告書』

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究
「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」

低所得者向けの住宅政策は必要か？*
－住宅と健康、生活満足度との関係－

東京国際大学
上枝朱美

2009年3月19日

1. はじめに

アメリカのサブプライムローンの影響が日本にも及び、100年に一度の不況と言われる状況になった。年末には、非正規労働者が仕事と同時に住まいも失うというニュースが大きな話題となり、住まいが生活の基本であると改めて認識された。

近年所得格差や貧困に注目が集まっている。アメリカの低賃金労働の体験をまとめた『ニッケル・アンド・ダイムド』によれば、1998年に全国平均でワンベッドルームのアパートメントを借りるために時給8ドル89セントが必要だが、全労働人口のほぼ30%が時給8ドル以下で働いているとしている¹。国土の広いアメリカであっても都市部は住宅が不足しており、家賃が高い。また低賃金労働者は、賃貸契約時に必要な頭金や最初の1ヶ月分の家賃が準備できないために割高な住宅に居住しているとしている。そして食費を儉約しようにも、料理を作りおきするために必要な台所の設備や調理器具が準備できないとしている。

人が生活する上で、住宅は重要である。どのような住宅に居住するかは、健康だけでなく、ライフスタイルや家族のあり方にも影響を与えている²。日本の都市部では、地価が高いため、住宅費が高くなっている。また持家と借家の間には、面積だけでなく設備など質の面での格差も大きい。そして公的な住宅に居住できた人とできない人の間の不公平も指摘されている。

早川・横田(1996)では、なぜ住宅が政治の争点にならないかについて以下の3点を挙げている。まず、住宅は私の財産で、使用方法や処分について個人の自由という観念が強いこと、つぎに住宅投資は消費需要を喚起し、波及効果が大きいが、道路ほどは利益があが

*2008年3月14日に行われた現代経済研究会（一橋大学）および7月24日の「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」プロジェクトでの研究会の出席者の皆様から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。また本稿の作成にあたり、『社会生活調査』のデータの使用を許可してくださった国立社会保障・人口問題研究所及び公的扶助研究会の皆様に感謝したい。なお残された誤りは筆者の責任である。

¹ 「ホームレスのための全米連合」および経済政策研究所のデータによる（『ニッケル・アンド・ダイムド—アメリカ下流社会の現実』,pp.8-9）。

² 抽井(1994)参照。

らないこと、そして公共住宅建設により公共住宅居住者が増えても税収が少なく、社会保障費支出が増えるため積極的に取り組もうとしないこととしている。

近年日本で住宅政策の三本柱といわれた公営住宅、住宅金融公庫（現在は住宅金融支援機構）、住宅公団（現在は都市再生機構）が変化した。これまで、景気対策を主な目的とした持家促進政策が取られてきた。住田(2003)では、持家の普及には著しい階層的、地域的偏りが見られることを問題点として挙げている。持家を取得するには頭金を用意し、住宅ローンを組むことが多い。しかし、低所得であれば、ローンを組むことは難しい。所得が原因で持家を取得できない世帯に対して政策を行わなくていいのだろうか。また行うとした場合、どのような住宅政策が望ましいだろうか。

上枝(2008)では、今後の低所得者向けの住宅政策の課題として4つ挙げた。それは、①住宅政策を他の政策よりも優先させる強い根拠を示すこと、②社会保障と関連付けて住宅についての分析を行うこと、③現行の住宅政策の問題点の分析を行い、現物（公営住宅等の直接供給）、現金（生活保護の住宅扶助、家賃補助）、住宅パウチャーの選択、あるいは組み合わせを検討すること、④具体的な住宅補助のあり方と国・地方自治体・個人の費用負担のあり方である。

本稿では、住宅と健康との関連や生活に与える満足度を通して、なぜ低所得者向けの住宅政策が必要なのか考えてみたい。

2. 日本の住宅の状況

第一次大戦前まで日本の都市部では持家は少なく、民営の借家がほとんどであった。それは、都市に暮らす住民の多くは低所得であり、持家を取得するための資金がなかったこと、また住宅金融制度が整備されていなかったために住宅ローンを利用できなかったこと、そして借家の供給が十分にあったために持家を取得する必要性が乏しかったからである³。

戦後、住宅の不足は420万戸とも言われ、多くの住宅建設が行われた。そこで大きな割合を占めたのは公的住宅ではなく、持家であった。

都村(1990)では、家計にとって負担になっている支出項目は、「住居費、家賃、住宅ローン返済費」が最も高く 51.4%⁴としている。そして住居費負担の重さに比べ、社会保障の適用される年金・医療関係の支出を負担とするものの割合は低いとしている。

「平成 16 年全国消費実態調査」によれば、1 世帯あたりの家計資産は 3900 万円で、そのうち 55.9% が宅地資産、住宅資産が 15.5% を占めている⁵。しかしこれ以下の資産を持つ世帯が全体の 2/3 を占めており、所得階級間の資産格差（第 I 階級に対する第 X 階級の家計資産額の比）は、平成 11 年の 3.1 倍から 3.4 倍に拡大（宅地は 3.1 倍から 3.5 倍に、住宅は 4.1 倍から 4.2 倍に）した。また全世帯の 1 か月平均の消費支出（平成 16 年 9 月

³ 塩崎(2006)参照。

⁴ これは、昭和 62 年の労働大臣官房政策調査部編『人生 80 年時代の勤労者生活』（調査編）のデータであり、最大 3 つまで回答できる。

⁵ 「平成 15 年全国消費実態調査 家計資産に関する結果速報（要約）」
(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/shisan/yousaku.htm>) 参照。

～11月）は1世帯当たり320,063円で、前回調査（平成11年）と比べると名目で4.5%（年率0.9%）の減少、消費者物価の変動を除いた実質で1.3%（同0.3%）の減少となっている。また費目別支出を前回調査と比較してみると、「住居」は年率1.9%の減少で、そのうち「家賃・地代」が3.2%の減少、「設備修繕・維持」も0.4%の減少となっている⁶。

3. 先行研究

早川・岡本(1993)では、住宅の狭さや階段・段差、居住設備の不備など住宅の物理条件と傷病との関連、そして日照・通風などの住環境と傷病との関連について分析を行っている。そして居住環境を充実することで、社会的に病気を予防し、社会的費用の発生を防止するとしている。

都村(1990)では、借家世帯よりも持家世帯のほうが経済的にゆたかであり、ゆとりもあるとしている。そしてとくに住宅ローン返済世帯の可処分所得は、借家世帯（給与住宅は例外）よりも著しく高いとしている。言い換れば、所得が高いから住宅ローンを組んで持家を取得できるといえるだろう。

白井(1990)では、社会保障研究所が実施した掛川調査を用いて住宅の所有関係と生活満足度の関連を見ている。満足世帯は、持家率が高く、また新增築率が高いとしている。逆に持家から民営借家に移動した場合は、満足度が低下しているとしている。また満足度が高いほど、住居の室数・畳数が多いとしている。そして満足度の高い生活とは、基礎的な欲求である生活基盤が確保されていることや健康と病弱になったときの介護が確保されていることなどとしている。収入が少なければ、持家に移りたくても狭い民営借家で我慢しなければいけないが、安定した収入があれば、広い持家や快適な設備が整備されることになるとしている。

橋木・浦川(2006)では、個人の生活の質に関する貧困の状況が生活満足度にどの程度の影響を与えているかについて順序プロビット分析を行っている。生活満足度を被説明変数とした場合に、住環境の貧困を表す「住宅設備」の剥奪スコア」「住宅の不具合に関する剥奪のスコア「住宅環境による不健康ダミー」の3つの変数がいずれも負に有意であるとしている。そして「住宅ローンダミー」や「持家ダミー」は生活満足度に有意な影響を与えていなかったとしている。生活満足にとって重要なのは「住宅ローンがあるか否か」や「持家であるか否か」ではなく、住宅の質や住宅環境であるとしている。

それではつぎに『社会生活調査』のデータを用いて、健康や生活満足度との関連をみてみよう。

4. 住宅と健康、生活満足度との関係

6 「平成16年全国消費実態調査二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果（速報）結果の概要」(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/hutari/gaiyo12.htm>)参照。

7 食卓と寝室が別というは西山卯三が提唱した食寝分離の考え方であり、また家に複数の寝室というのは「親子の就寝の分離」を表していると考えられる。

4. 1. 健康と住宅

上枝(2008)では、住環境と不健康との関係をみた。その結果、不健康な場合、となりの物音が聞こえるが3/4を超えていた。これは隣の家と近距離に暮らしていることや壁が薄いことが考えられる。物音が聞こえることで落ち着かず、ストレスになっている可能性がある。

それでは、住宅設備がないのは、どういう住宅だろうか。表1は、住宅設備のない割合⁸を表している。設問では住宅の広さについて尋ねていないが、寝食を同じ部屋で行っている、複数の寝室がないのは、住宅が狭いことを表していると考えられる。

表1 住宅設備（ない）と住宅の状況

	家族専用 のトイレ	家族専用 の炊事場 (台所)	家族専用 の浴室	炊事場と 別の洗面 所	寝室と食 卓が別の 部屋	複数の寝 室
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	2.93%	3.38%	4.73%	4.28%	2.25%	17.79%
持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	2.80%	2.27%	3.32%	7.34%	1.40%	14.86%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	22.45%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	2.63%	2.63%	2.63%	2.63%	7.89%	23.68%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	3.13%	3.13%	4.69%	21.88%	18.75%	45.31%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	3.95%	3.29%	11.84%	26.97%	22.37%	67.11%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	1.67%	1.67%	1.67%	11.67%	21.67%	53.33%
公営住宅	1.23%	0.00%	0.00%	24.69%	17.28%	45.68%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	0.00%	16.67%	0.00%	50.00%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	5.26%	0.00%	0.00%	5.26%	15.79%	68.42%
全体	2.89%	2.63%	4.47%	10.00%	6.78%	27.37%

住居が原因で不健康な人がいると答えたのは、75人(4.9%)であった。この人たちは、どういった住居に住んでいるのだろうか。不健康な人が居住する住宅の設備の状況をみてみよう。独立した洗面所や寝室がない住宅に居住している人が2割程度、そして複数の寝室がない住宅に住んでいる人が約半数である。

表2 住宅設備と不健康

⁸ 「ない」には、「欲しくない」と「経済的に持てない」の両方が含まれている。

	家族専用のトイレ	家族専用の炊事場(台所)	家族専用の浴室	炊事場と別の洗面所	寝室と食卓が別の部屋	複数の寝室
ある	94.67%	94.67%	90.67%	81.33%	80.00%	51.35%
ない	5.33%	5.33%	9.33%	18.67%	20.00%	48.65%

つぎに住宅の状況と部屋数についてみてみよう。持家の一戸建てでは、5部屋以上が6割以上であるのに対して、民間の賃貸住宅のうち5部屋以上は少なく、2部屋から4部屋が多い。部屋数からみても、持家と賃貸住宅の間に格差が存在していることがわかる。部屋数が多いということは、住宅が広いということを表しているだろう。

表3 住宅の状況と部屋数

	1部屋	2部屋	3部屋	4部屋	5部屋以上
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	0.00%	1.80%	8.78%	27.03%	62.39%
持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	0.35%	1.57%	9.62%	22.38%	66.08%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	0.00%	4.08%	42.86%	42.86%	10.20%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	2.63%	5.26%	42.11%	39.47%	10.53%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	26.56%	34.38%	21.88%	17.19%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	9.87%	49.34%	34.87%	5.92%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	50.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	5.00%	31.67%	51.67%	10.00%	1.67%
公営住宅	2.47%	22.22%	67.90%	7.41%	0.00%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	0.00%	16.67%	33.33%	50.00%	0.00%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	10.53%	31.58%	47.37%	10.53%	0.00%

4. 2. 生活満足度と住宅

つぎに住宅の状況と暮らしの状況、生活レベル、生活満足度についてみてみよう。まず住宅の状況と暮らしのゆとりとの関係は、表4のとおりである。

表4 住宅の状況と暮らしのゆとり

	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	9.46%	33.78%	49.55%	6.76%	0.45%

持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	8.39%	22.03%	58.04%	10.84%	0.52%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	8.16%	44.90%	40.82%	6.12%	0.00%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	2.63%	18.42%	63.16%	13.16%	2.63%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	29.69%	40.63%	23.44%	6.25%	0.00%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	20.39%	34.21%	40.13%	5.26%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	25.00%	26.67%	45.00%	3.33%	0.00%
公営住宅	29.63%	39.51%	30.86%	0.00%	0.00%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	16.67%	0.00%	66.67%	16.67%	0.00%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	21.05%	15.79%	52.63%	10.53%	0.00%
全体	12.76%	29.28%	49.67%	7.76%	0.46%

表4からは、住宅ローン返済中の持家世帯のうち一戸建てでは約43%、集合住宅では53%が苦しい（「大変苦しい」+「やや苦しい」）と答えている。一方住宅ローンがない場合には、「普通」と答えた割合が、一戸建ての58%、集合住宅の63%となっている。民間の一戸建て賃貸住宅の居住者は、7割が苦しいと答えている。

つぎに生活レベルとの関係をみてみよう。持家では、9割以上の人人が「中」と答えていのに対して、民間の賃貸住宅や公営住宅、給与住宅に暮らす場合「下」と答えた割合が高くなっている。

表5 住宅の状況と生活レベル

	上	中の上	中の中	中の下	下
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	0.00%	8.11%	55.41%	29.73%	6.31%
持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	0.87%	9.44%	50.00%	32.52%	6.99%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	0.00%	12.24%	61.22%	22.45%	4.08%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	0.00%	10.53%	63.16%	26.32%	0.00%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	7.81%	25.00%	40.63%	26.56%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	0.00%	3.95%	42.11%	40.79%	13.16%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	0.00%	6.67%	35.00%	43.33%	15.00%
公営住宅	0.00%	1.23%	27.16%	44.44%	27.16%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	50.00%	33.33%	16.67%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	0.00%	0.00%	73.68%	5.26%	21.05%

全体	0.46%	7.89%	48.68%	33.16%	9.61%
----	-------	-------	--------	--------	-------

そして生活満足度と住居との関連は、表6のとおりである。

表6 住宅の状況と生活満足度

	大変満足	満足	どちらかといえれば満足	どちらでもない	どちらかといえれば不満	不満	大変不満
持家(一戸建て・住宅ローン返済中)	0.23%	8.33%	30.18%	28.60%	21.17%	7.21%	4.28%
持家(一戸建て・住宅ローンなし・完済)	1.05%	10.14%	28.85%	29.72%	19.93%	6.29%	3.85%
持家(集合住宅・住宅ローン返済中)	2.04%	8.16%	32.65%	24.49%	22.45%	6.12%	4.08%
持家(集合住宅・住宅ローンなし・完済)	0.00%	13.16%	42.11%	18.42%	23.68%	0.00%	2.63%
民間の賃貸住宅(一戸建て)	1.56%	3.13%	14.06%	17.19%	39.06%	21.88%	3.13%
民間の賃貸住宅(集合住宅)	0.66%	9.21%	16.45%	24.34%	26.97%	15.79%	6.58%
公団・公社の賃貸住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%
公団・公社の賃貸住宅(集合住宅)	0.00%	1.67%	26.67%	26.67%	16.67%	16.67%	11.67%
公営住宅	0.00%	2.47%	14.81%	18.52%	33.33%	17.28%	13.58%
勤め先の給与住宅(一戸建て)	0.00%	0.00%	33.33%	33.33%	16.67%	0.00%	16.67%
勤め先の給与住宅(集合住宅)	0.00%	0.00%	31.58%	36.84%	10.53%	10.53%	10.53%
全体	0.79%	8.22%	26.97%	27.50%	22.24%	9.08%	5.13%

表7の生活満足度と部屋数との関連をみてみると、部屋数が少ないほど生活満足度が低いことがわかる。

表7 部屋数と生活満足度

	1部屋	2部屋	3部屋	4部屋	5部屋以上
大変満足	0.00%	0.00%	0.64%	0.31%	1.30%
満足	0.00%	3.73%	6.05%	8.31%	10.53%
どちらかといえれば満足	22.22%	13.04%	22.93%	27.38%	32.03%
どちらでもない	40.74%	22.36%	24.52%	29.23%	28.72%
どちらかといえれば不満	14.81%	30.43%	24.20%	25.85%	18.04%
不満	11.11%	19.25%	14.01%	6.15%	5.77%
大変不満	11.11%	11.18%	7.64%	2.77%	3.61%

住宅が健康に影響を与えていているのであれば、住宅を整備することで医療や介護など社会保障費の抑制が考えられる。また持家と賃貸住宅の間では、部屋数だけではなく、住宅設備の面でも格差が存在している。

5. 今後の課題

人が生活する上でどういう水準の住宅が必要であろうか。そして、それをすべての人に保障するためにはどうすればいいのだろうか。国、地方自治体はそれぞれどのような役割を果たすべきだろうか。また、そのための金額や財源をどうすればいいのだろうか。

住宅政策を行う対象範囲とその補助の方法については、以下のような研究が参考になる。谷(1953,1970,1971a,1971b)では、家賃や住居費とエンゲル係数との間の函数を推計し、住居費率・家賃率の上限界を設定している。これに対して渡辺(1996)では、住宅政策の主な目標が一定の望ましい居住水準の達成であるとすれば、政策の指標となる住宅負担率を理論的、客観的に算出することは不可能ではないかとしている。そして重要なのは、指標の水準設定ではなく、設定・運用の際の考え方であるとし、アメリカ住宅都市開発省(HUD)による家賃補助の方法を説明している。住宅援助の考え方として、世帯がいくら負担できるかではなく、いくら援助すれば政策目標を達成できるかに移行している。

上枝(2008)であげた低所得者向け住宅政策の4つの課題のうち、③と④の2つの課題について今後考えていきたい。

参考文献

- 上枝朱美(2008)「低所得者向けの住宅政策－なぜいま住宅政策なのか－」,『低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究（平成19年度 総括研究報告書）』,pp.93-103.
- 臼井和恵(1990)「高齢者世帯の生活満足度」,社会保障研究所編(1990)『高齢社会への生活変容』出光書店, pp.200-218.
- 小林綏枝・大本圭野(1996)「家賃の原理と政策」,早川和男編『講座現代居住4 居住と法・政治・経済』東京大学出版会,pp.169-200.
- 塩崎賢明(2006)「戦前・戦中の住宅問題と住宅政策」,塩崎賢明編『住宅政策の再生』日本経済評論社,pp.43-61.
- 住田昌二(2003)『マルチハウジング論－住宅政策の転回－』ミネルヴァ書房
- 袖井孝子(1994)『住まいが決める日本の家族』TOTO出版
- 橋木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 谷 重雄(1953)「住居費の基準函数とその限界について」,『日本建築学会論文報告集』, 第47号,pp.91-99.
- 谷 重雄(1970)「住居費支出と家計消費構造－戦前資料による考察－」,『日本建築学会論文報告集』,第176号,pp.99-106.
- 谷 重雄(1971a)「住居費配分率とエンゲル係数－戦後資料による考察－」,『日本建築学

- 会論文報告集』,第 181 号,pp.49-56.
- 谷 重雄(1971b)「家計支出上限と世帯収入・世帯規模－昭和 39 年特別集計による考察」,『日本建築学会論文報告集』,第 184 号,pp.101-110.
- 都村敦子(1990)「住居費と社会保障」,社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』,pp.153-179.
- 西山卯三(1989)『すまい考今学－現代日本住宅史』彰国社
- バーバラ・エーレンライク著 曽田和子訳(2006)『ニッケル・アンド・ダイムドーアメリカ下流社会の現実』東洋経済新報社
- 早川和男・岡本祥浩(1993)『居住福祉の論理』東京大学出版会
- 早川和男・横田 清(1996)「序論」,早川和男編『講座現代居住 4 居住と法・政治・経済』東京大学出版会,pp.1-14.
- 渡辺直行(1996)「住居費負担率の考察」,『住宅土地経済』,1996 年春季号,pp.21-33.

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
阿部 彩	—	—	『子どもの貧困』	岩波書店	東京	2008	全編
阿部 彩	「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」	森信茂樹 (編著)	『給付つき税額控除』	中央経済社	東京	2008	57-90
山田篤裕	「高年齢者雇用と年金の接続のための政策課題」	駒村康平 編	『年金を選択する』	慶應義塾大学出版会	東京	2009	
菊地英明	「ベーシック・インカム論が日本の公的扶助に投げかけるものー就労インセンティブをめぐってー」	武川正吾編著	『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』	法律文化社	京都	2008	115-133
菊地英明	「福祉供給過程」「福祉利用過程」	精神保健福祉士・社会福祉士養成基礎セミナー編集委員会編	『社会福祉原論ーへるす出版 現代社会と福祉』		東京	2009	160-180 180-191
菊地英明	「福祉政策と社会問題」	社会福祉法人全国社会福祉協議会『社会福祉学習叢書』編集委員会編	『社会福祉概論 I 現代社会と福祉』	全国社会福祉協議会	東京	2009	69-86

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阿部 彩	「アメリカにおける貧困研究の動向ー子どもの貧困についての計量分析を中心にー」	貧困研究	Vol.1	107-115	2008
阿部 彩	「格差・貧困と公的医療保険：新しい保険料設定のマイクロ・シミュレーション」	季刊社会保障研究	第44巻 第1号	332-347	2008
山田篤裕	「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態ー社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析ー」	社会政策研究	第9号		2009

IV. 研究成果の刊行物・別刷

第4章

給付つき税額控除の具体的設計 ：マイクロ・シミュレーション¹⁾ を用いた検討

1. 低所得者対策としての税額控除の有効性

本書は、近年、先進諸国の多くが導入している「給付つき税額控除（refundable tax credit）²⁾」を紹介するとともに、日本に導入することを前提とする具体的な提案を行うものである。「給付つき税額控除」のメリット、デメリット、実行可能性、運用上の問題点などは本書の他章でも議論されているので、ここでは、特に低所得者対策としての税額控除の利点を簡単にまとめると、以下に集約される。

- 1) 本章で用いられるデータは、平成19年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「低所得者の実態と社会保障のあり方にに関する研究」（主任研究者：阿部彩）において目的外使用申請し、厚生労働省の承認（核発1211006号）を得て使用するものである。
- 2) 文獻によつては、「還付可能な」と記されていることもある。本書では、「還付」とはすでに納税された税額を返還することを指すため、「給付つきの」と訳している。

第1に、日本の所得税制で多く用いられている所得控除は（例えば、扶養家族がある場合に付与される扶養控除）、課税所得を直接減額する制度であり、実際にはその制度が存在することによってどれだけの税額が免除（減税）されるのかは（所得控除額×税率）によって決定される。そのため、所得控除は、所得の多い人ほどそれから得られる便益（減税）が大きいという逆進的な性格を持つている。これに対して、税額控除は、納付税額自体を減額する制度であるので、所得の多寡に関係なく、便益額は一定である。さらに、これを給付つきの税額控除とすることによって、所得最低限以下の所得の人々に対しても、便益を付与することができます。換言すると、給付つきの税額控除は、より優しい制度といふことができる。

第2に、同様に低所得者に配慮した制度として、例えば、消費税の軽減税率があるが、税額控除は軽減税率に比べ、よりターゲティング（便益を受ける人の選定）がしやすい。例えば、低所得者の負担を減らすことを目的として、食料などの生活必需品に通常よりも低い消費税を設けるとしても、実際には高所得者も食料を（時には低所得者よりも多く）購入するため、その便益は制度が想定した受益者以外の人々にもおよぶ。しかし、税額控除は、特定のタイプの世帯をピンポイントでターゲット（対象とする）ことができるために、より効果的である。ターゲットの対象は、扶養児童数（1人以上、2人以上、など）、勤労者（ワーキングアバ）、特定の年齢の世帯主、など、制度の設計によって、さまざまである。そのため、税額控除は、さまざまな政策目的に用いることができる。例えば、カナダのGST控除は消費税の負担の緩和を目的としている（第7章参照のこと）、米国のEITCは、勤労インセンティブを税額控除の設計に組み込むことによって公的扶助から人々を脱却させることを目的とする³⁾。

第3に、日本には生活中困窮した世帯を対象とする生活保護制度が存在するが、生活保護のような選別的な公的扶助制度にはしばしばそれを受け取ることに対するスティグマが付きまとめる。税額控除は所得制内で行われ、ケースワーカーが訪れたり、福祉事務所に出向く必要がなく、人々の目に触れにくく、また、新規に創設される制度なので、それを受け取ることに対するネガティブなイメージが発生しない。実際に、米国においても、公的扶助の受給率に比べ、EITCの受給率は大幅に高い（阿部2002）。

しかし、このようなメリットはデメリットともなりうる。そのひとつは、税額控除は、生活保護のような厳格なミーンズ・テスト（資力テスト）を行わず、当該年の所得のみで制度の対象であるかを判断するため、生活困窮者でない者も給付の対象となる可能性があることである⁴⁾。また、ケースワーカーとともにないため、公的扶助に付随すべきさまざまな非金銭的支持（就労支援、生活相談など）がおよばないという指摘もある。さらに、海外においては、このような現金支給が、労働市場を歪める影響が実証されている⁵⁾。わが国においても、税額控除の導入を求める声は高い。しかし、実際に、何を目的に、誰を対象に、どのような制度設計をするのかについて、具体的な提案はまったくないといつてもよい。財政事情が厳しいわが国においては、税額控除を導入する際の財源をどうするかという問題も同時に考慮されなければならないが、これについても、コンセンサスは得られないままである。はつきりとした制度設計がないままに、税額控除という制度でありきの議論だけが先行し

4) 韓国の税額控除では、各納税者の資力（資産、預貯金等）を税務当局が把握しているため、ミーンズ・テストも税額控除の対象の判断に用いられる（詳しくは、第6章を参照のこと）。しかし、日本の場合は、そのような情報が税務当局にはないため、ミーンズ・テストを行うことは難しい。

5) 例えば、米国のEITCの給付額は台形をしているため、給付額が下がる部分（phase-out部分）では世帯の中の第2稼働者の労働を妨げるという指摘、また、EITCが雇用者に支払うべき賞金を一部担っているという指摘もある。詳しくは、阿部（2002）を参照のこと。